

平成30年第2回
箕面市農業委員会総会会議録

平成30年2月16日(金)

箕面市農業委員会

1. 開催日時 平成30年2月16日(金)
午後1時30分から午後2時33分まで

2. 出席委員(20名)

1番 阪本 喜代治	2番 二石 博昭	3番 神代 繁近
4番 乾 敏雄	5番 西田 茂信	6番 稲野 実
7番 清水 哲朗	8番 笹川 悦子	9番 稲垣 恵一
10番 小路 一男	11番 辻元 利治	12番 北田 榮次
13番 野口 博史	14番 加藤 博一	15番 神田 隆生
16番 仲野 良次	17番 佐茂 仁士	18番 大住 勝
19番 松井 正義	21番 上田 春雄	

3. 欠席委員 20番 橋本 正

4. 会議録署名委員 14番 加藤 博一 15番 神田 隆生

5. 出席事務局職員

事務局長 野澤 昌弘、グループ長 古野 勝也、植松 大輔
福永 志摩、篠木 隆司、増野 弘幸

6. 議事日程

日程第1 会議録署名委員指名の件
日程第2 第5号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
日程第3 第6号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
日程第4 第7号議案 農用地利用集積計画の作成の件
日程第5 第8号議案 農用地利用集積計画の作成の件
日程第6 報告第3号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
日程第7 報告第4号 農地等状況報告の件

帳田、現況畑、面積は■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■氏、職業は■■■、農作業歴は■■年、耕作面積は■■■■平方メートル、通作距離は、自宅より■■キロメートル、主たる従事者との関係は本人です。

譲渡人は第5号議案と同一です。都市計画区域区分は調整区域、許可権者は箕面市農業委員会です。

以上、第5号及び第6号議案のご説明とさせていただきます。

議 長

本2件につきまして、稲垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

稲垣委員

第5号議案及び議案第6号につきまして、関連いたしますので一括して調査内容をご報告申し上げます。

まず第5号議案の申請地の場所は、新稲集落に入る三叉路から府道箕面池田線を約■■メートル程東へ行った府道沿い北側に■■■があります。

その■■■の道路反対側に、南に下りる里道があり、その里道の東側の2枚目の農地です。また第6号議案の申請地はその農地から更に南へ3枚下がった農地です。

本件は、以前に亡くなりました■■■さんの相続が中々進まず遊休化していたのですが、ようやく相続人が決まったものの、譲渡人の■■■氏が耕作困難なため売却を希望されていたところ、新稲在住の■■■さんが、農業経営規模拡大と2人のご子息の将来を考え、それぞれご子息の名義で譲り受けることになったものです。

■■■さんご一家は2人のご子息を含めて農業経験、所有農機具及び通作距離にも問題もなく、3年間の耕作する旨の誓約書も添付されております。

農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、特に問題は無いものと思います。

以上、報告を終わります。

議 長

本2件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本2件を許可することに決定いたします。

次に日程第4、第7号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第7号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書2ページ、参考資料3ページからでございます。

対象地は粟生外院[]、地目は台帳、現況ともに畑、面積は[]平方メートルです。

申出者（借り手）は、[]氏、職業は[]です。

申出者（貸し手）は、[]氏、設定する利用権は解除条件付き使用貸借権、期間は平成30年3月1日から3年間です。

以上、第7号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、小路委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

小路委員

第7号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、府道箕面池田線、俗に言う山麓線の[]交差点から東へ約[]メートル行った所に北に上がる細い里道があります。その里道を約[]メートル程上がった西側の農地です。

申出者（貸し手）は、萱野にお住まいの[]氏です。[]氏は[]のため、また家族は病弱な父親のその看病等に忙しい母親との3人家族のため、十分な労力が無く住居より離れた本申請地の耕作が困難のため、遊休化する前に利用権設定を申出されたものです。

申出者（借り手）は箕面にお住まいの[]氏で、箕面滝道沿いで[]を営業されています。その[]で使用するローズマリー等のハーブ植物を栽培するため借り受けようとするものです。農業経験といたしましては5年程市民農園を借りておられ、粟生間谷の農家さんにも営農指導を受けるとともに、[]県のハーブ栽培事業者からのハーブ植物栽培の指導を受けるなど、熱心に農業を学ばれておられます。また農機具につきましては、必要があれば農業公社の機材を借り受けることになっており、特に問題はないものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので承認できるものと考えます。

以上調査報告終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとし

全 委 員
議 長

て、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件の利用集積計画の作成につきましては問題ないものとして、箕面市長あて答申することに決定いたします。

事 務 局

次に日程第5、第8号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第8号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

対象地は新稲■■■■、地目は台帳田、現況畑、面積は■■■■平方メートルです。

申出者（借り手）は、■■■■氏、職業は■■■■です。

申出者（貸し手）は、■■■■氏、設定する利用権は解除条件付き賃借権、期間は平成30年3月1日から3年間です。

以上、第8号議案のご説明とさせていただきます。

議 長

本件につきまして、稲垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

稲 垣 委 員

第8号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、新稲■■■■にあります■■■■北側に接した農地です。

申出者（貸し手）は、新稲の■■■■氏です。■■■■氏は高齢で家族の協力を得ても耕作が困難のため、遊休化する前に利用権設定を申出されたものです。

申出者（借り手）は■■■■で、本申請地の北で実施し、昨年5月末でもって閉園しましたふれあい農園・体験事業の代替地として活用しようとするもので、理事の中に農業指導を行うものを置いておりますので、特に問題はないものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので承認できるものと考えます。

以上調査報告終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

全 委 員
議 長

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件の利用集積計画の作成につきましては問題ないものとして、箕面市長あて答申することに決定いたします。

事 務 局

次に、日程第6、報告第3号、専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理）を議題といたします。本件について事務局の説明を求めます。

報告第3号、専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料7ページからでございます。

届出地は、彩都粟生南■■■■、地目は台帳田、現況宅地、面積は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は共同住宅です。

この届出につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、平成30年2月8日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

議 長

本件につきまして、西田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

西 田 委 員

報告第3号につきまして、調査内容をご報告いたします。

本届出の場所は、彩都粟生南■■■■にあります■■■■公園より北へ2筋上がった道路西側に接した土地です。

本地は平成29年11月頃から農地転用の届出をする事なく木造2階建て2戸の共同住宅として工事着工されてきましたが、今般地目が農地のままであることに気づかれ、本届出を出されたものです。

周囲の状況は、東側は道路、西側、南側、北側は宅地となっております。汚水は公共下水へ接続放流され、雨水は道路側溝に放流されておりますので特に問題はありません。

なお、無断転用に対する始末書が添付されております。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第7、報告第4号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件について、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり事務局で

まとめておりますので、各委員さんから補足も含めまして、先月のパトロール報告をお願いいたします。

北田委員

まず最初に■■■■氏の農地がヒバ林で雑草繁茂、除草を指導いたしました。

次に■■■■氏の農地は雑草繁茂で山林状態しており、除草・伐採を再指導いたしました。

次に■■■■氏の農地が枯れた栗林で不耕作です。耕作者を市ホームページで募集中です。

次に上止々呂美、柿の阪に、受益農家により金網柵82メートル追加設置いたします。

次に上止々呂美、上之所橋上流に、受益農家により電気柵360メートルを設置する予定でございます。

大住委員

まず■■■■氏の農地ですが、今日も総会前に寄ってきたのですが、未だ除草されず、訪問しても会えませんし、電話をしても出られませんので、事務局にお願いしまして夜に行ってもらいましたら、会うことができ、業者に依頼するように対応していきますとのことでした。

■■■■氏の農地は伐採後の枝等の除去について業者に確認したところ、L字型の土地ですが、奥の方まで片付けるとのことでした。

それから、■■■■氏の農地につきまして、先日集会で目にかかりましたときに、伐採をお願いしましたところ、次月の委員会で転用報告が上がってくるようです。

清水委員

概ね良好に管理されております。

佐茂委員

桜■■■■の■■■■公園の南側の■■■■氏の農地ですが、以前から桜が大きくなっているということで近隣から落ち葉の苦情もあり、指導いたしました結果、1月中旬に枝打をされております。

稲垣委員

故■■■■氏の農地、売却希望6筆の内、地区農業者が2筆を購入し、経営拡大を図ることになりました。

次に■■■■の管理している農地の一部、新稲■■■■の農地が雑草繁茂しており、除草するよう先月末指導いたしましたが、未だ除草されておられません。

■■■■氏の農地、新稲■■■■は、雑草繁茂のため再指導しました。生産緑地で相続税納税猶予を受けておられますので、引き続き指導していくのですが、先日■■■■さんから電話があり、入院されているとのことでした。

教学の森入口から石澄川沿いに、実行組合が中心となり2月18日に金網柵を設置いたします。

乾委員

概ね良好に管理されております。

辻元委員 ■■■■■氏の農地は、トラクターで起耕はされているのですが、長年不耕作地ですので、引き続き耕作を指導していきます。
 その他は概ね良好に管理されております。

松井委員 概ね良好に管理されています。

小路委員 新家地区につきましては概ね良好に管理されております。
 粟生外院■■■■■の■■■■■氏の農地は、檜が6本立っておりますが、一部倒れかかっており、一部の枝は除去されていますが伐採はされておりませんので、早急に伐採するよう指導いたします。
 従前より報告書に上げております■■■■■氏の農地は、春先には除草することになっておりましたが、1月末には除草耕起されております。

稲野委員 概ね良好に管理されています。

加藤委員 概ね良好に管理されております。

仲野委員 ■■■■■氏の農地、粟生間谷西■■■■■他、8千平方メートルは、1月18日に2回目の打ち合わせが行われ、■■■■■さんが相続の手続きを進め、相続した後は売却の意向であることを1月18日に確認しております。
 相続手続きの進捗状況及び今後の管理方法等につきましては、2月下旬に再度確認する予定です。

西田委員 ■■■■■氏と■■■■■氏の農地ですが、両方とも半分程度除草されております、引き続き指導していきます。
 あと、勝尾寺川の大井出水路取水口付近の濁水問題について、昨年末から大阪府池田土木事務所が現地調査に入っており、大阪府池田土木事務所に確認いたしました所、2月中に水利関係者への説明会を行いたいとのことでした。

議長 ただ今の各委員さんの報告につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
 無いようでございますので、次に事務局からその他の報告をお願いいたします。

事務局 資料1により太陽光発電設備の規制について、資料2により国版認定農業者の認定について、資料3により特定生産緑地制度について、資料4により農業経営基盤強化促進法及び農地法の一部改正について、それぞれ説明。

議長 ただ今の事務局の説明につきまして、質問はございませんか。

神田委員 特定生産緑地の受付はいつ頃から始めようと考えられてるのですか。

事務局長 基本的には市長部局が担当となるのですが、3月議会の段階で要件300平方メートルへの引き下げとセットで、4月以降に早急に説明

していかなければいけないと言うことで、どういったチャンネルで、
どういった場でお伝えしていくかは、市長部局と農業委員会が連携し
ていこうとただ今検討しているところです。4月の後半に新実行組長
会議がありますが、それでは遅いといった声もあり、なるべく早くいろ
んな形で周知していこうと思っております。

この特定生産緑地制度ですが、平成33年を過ぎて平成34年、3
5年になってから急に税金が上がってきて、その時になって受けてお
けば良かったと言うことになってはいけませんので、慎重且つ早急に
説明していきたいと思っております。

神田委員
野口委員

少なくとも周知から1年くらいから受付するとか検討願います。

ただ今神田委員さんからもご意見もありましたが、資料3の10ペ
ージに特定生産緑地の指定は都市計画決定から30年経過前までに手
続きをするようにとありますように、この事の街宣活動を市がされな
いと関心の無い方には中々伝わらないし、後からの手続きも出来ない
ことですので、後年の相続人が困らないように、しっかりと連携しな
がら広報紙などを駆使して周知に努めて頂きたいと思っておりますが事務局
どうですか。

事務局長

実は本日総会で説明させて頂いたのは、市長部局の方からから早め
早めに地区の代表の農業委員さんに説明して頂きたいとの意向を受け
たもので、1月の総会にも議会に先行して生産緑地の説明をし、本日
も月曜日からの議会に先立ち委員の皆様知って頂くため説明したも
のです。今後につきまして、市長部局と連携して当然広報紙を使って周
知もするのですが、JAさんに説明に行かせてもらって連携していき
たいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

野口委員

補足ですが、JAの総務担当にはこのような情報が余り示されてお
りません。先月の総会資料を持ってJAに行ってみました。チラッ
とは聞いているが詳しくは知らないといった状況でした。是非連携を
お願いいたします。

二石委員

特定生産緑地の指定を受けるには、生産緑地の所有者としてはどの
ような申請手続きが必要となるのですか。

事務局長

同意を前提にしますので、所有者に説明し、同意の意向をもらって、
特定生産緑地の指定をするのですが、具体的な手続き等はまだ分かっ
ておりません。

二石委員

生産緑地所有者等の同意となっておりますが、所有者以外に誰のこ
とを行っているのですか。

野口委員

小作人とか、温室を建てて賃貸しているところがあります。そう言っ
た利害関係人のことです。

事務局長
上田会長職務代理者

あと、抵当権が設定されている場合とかもあります。
今はっきりしているのは、解除を希望される人は今この時期にはっきりと言わないとこのまま行ってしまうということですね。

事務局長
上田会長職務代理者

そうです。
30年間耕作して、生産緑地の解除を希望する人はこのタイミングで言っておかないと、黙っているとこのまま行ってしまうという事くらいで、後のことは未だ分からないので、こちらとしても迂闊なことを言えないという状況です。

西田委員

この制度は元々最初からよく分からない状況で進んできた経過があって、当初に生緑を受けなかった方でも、途中でそれまでの税金は返さないが、生緑の受付をするといった優遇措置が講じられました。当時は10年毎の見直しが講じられていたと思います。

この資料の内容を見ましてもはっきり分からない点があります。それについて市の方でもはっきり分からないと言うことですが、今生産緑地の指定を受けている人が分かるのであれば、その方に対して、この特定生産緑地の指定が始まりますといった通知を送るとか、説明会を行うとかして、この指定に伴うメリット、デメリットを説明して、出来るだけ生産緑地として残してもらうための働きかけなどされる予定はありますか。地区毎に対象者を集めて説明会を開くとかして、面積要件が緩和されることで、新たに申請を希望される人も多くおられると思いますので、34年度以降は指定が受けられなくなることを早く周知して、考えてもらう時間を設ける必要があると思います。

説明会を開くとか資料を対象者に配付するとかをして欲しいと思います。

事務局長

よく分かりましたので、市長部局とも連携して当たりたいと思います。

議長
事務局長

今仰られていますように、皆さんに説明し、周知徹底してください。
今の段階で分かっておりますのは、特定生産緑地の制度が昨年に出てきて、次に税制をどうするのかという税制大綱が昨年末にできて、この通常国会で税制案を話している状況です。それが固まると施行令、附則等が順にできあがって手続きの概要が示されてきますので、その都度、皆さんに情報提供をさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長

以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。

事務局
議長

事務局より何か連絡事項等がございますか。

(連絡事項説明)

これもちまして平成30年第2回箕面市農業委員会総会を閉会い

たします。

(午後2時33分閉会)

上記は、平成30年第2回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

平成30年2月16日

議長

阪本喜代治

加藤委員
署名委員

加藤博一

神田委員
署名委員

神田隆生